

# なぜ隠すのか 不開示部分の 違法性が争点 二次訴訟始まる

目次	
二次訴訟・第 1 回口頭弁論	...1
< 紹介 > 『訴状』【要旨】	...2-8
李鶴来氏、梁澄子氏の陳述	...9-11
開示決定に対する 声明	...12
” コメント	...13-17
< 紹介 > 『異議申立書』	...18-20
持橋多聞氏の I L O 総会報告	...21
鬼無里・合宿のお知らせ	...22-23
事務局だより	.....24

第 1 回口頭弁論は、7 月 1 日 (火) 午前 11 時 30 分から 12 時まで、東京地方裁判所 606 号法廷で開かれました。原告の梁澄子さんと李鶴来さんによる意見陳述が行われ、本件訴訟の意義と、戦後補償問題の解決の必要性を強く訴えました。

その後の記者会見 & 報告集会は、12 時から弁護士会館 1006 A B 会議室でおこなわれ、弁護団から二次訴訟の意義について説明があり、求める会・共同代表太田修さんから「外務省による日韓会談関連外交文書に対する開示決定についての声明」とコメントを発表しました。

## 原告ら訴訟代理人が提出した書類

訴状 証拠説明書

甲 1 号証 ~ 甲 6 号証

## 被告・国 (外務省) 提出した書類

答弁書 証拠説明書

乙 1 号証 ~ 乙 2 6 号証

## 裁判長が被告国 (外務省) に 求めた釈明内容

答弁書の不開示の理由が一般的に過ぎるので、それぞれの不開示部分にどのような内容が書かれているのか、それを不開示とした具体的理由を一覧にした書面を次回期日までに提出するように要請があり、国側はこれを承諾しました。

## 第 2 回口頭弁論

9 月 9 日 (火) 11 時 30 分 東京地裁 522 号法廷  
報告集会 12 : 00 ~ 13 : 00 弁護士会館 (閉廷後に移動します)

### 一次訴訟

東京地方裁判所は 1 年 7 ヶ月過ぎでの開示は違法であるとの判決を言い渡し、私たち原告側は勝訴しました。

### 二次訴訟

昨年 11 月 16 日、外務省が第 3 次として公開した 141 の文書 (5340 頁) のうち、不開示文書 1、部分開示文書 25 に対して、なぜ墨塗りにしたのが争点となります。

傍聴 お待ちしています

<紹介>

# 『訴状』【要旨】

【お願い】本稿は、弁護団の了解を得て、『訴状』の原文から、会員の皆様にお伝えする内容を、事務局の責任で編集した箇所があります(文面は原文のママ)。ニュースからの引用や出典利用は、ご注意ください。

## 訴 状

2008年4月23日

東京地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士	東 澤	靖
同	川 口	和 子
同	二 関	辰 郎
同	小 町 谷	育 子
同	魚 住	昭 三
同	古 本	晴 英
同	張	界 満

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金1760万円

貼用印紙額 金14万3千円

### 第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣高村正彦が、平成19年11月16日付けで原告らに対してした別紙一部不開示文書目録1記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す
  - 2 外務大臣高村正彦は、原告らに対し、前項の各行政文書の不開示部分を開示せよ
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との裁判を求めらる。

### 第2 請求の原因

#### 1 はじめに

本件訴訟は、後に詳しく述べるように、日本による過去の朝鮮半島の植民地支配及び第2次世界大戦終結までに日本がもたらした被害の清算と国交正常化を意図して、日韓両政府の間で1951年から1965年まで7次にわたって行われた会談(日韓会談)について、外務省の保有する議事録、添付資料、内部検討文書などの行政文書(以下「日韓会談文書」という。)の全面公開を求めるものである。この日韓会談文書は、日韓会談が、その結果として1965年6月22日に締結された日韓基本条約及び諸規定等の成立につながったため、日韓基本条約の成立の経緯に関する日韓米の歴史的真相の追究や、いまだなお日本と韓国との間に残されている戦後補償問題や請求権の放棄の有無などの考察に関連してきわめて重要な文書となっている。

日韓会談の交渉相手であった韓国においては、日韓会談(韓国では韓日会談)に関する文書の公開の要望が強く、情報公開請求や裁判を経て、2005年に、韓国政府は、

同政府の保有する文書の全面公開を行い、同文書を踏まえて、民間と共同で、強制動員の補償に関する被害者対策を樹立し、歴史の検証を市民とともに進めている状況にある。

一方、日本においては、これまで歴史研究者や市民が日韓会談文書の公開を熱望し、過去に繰り返し情報公開請求がなされてきたが（原告らの情報公開請求と合わせて過去に13回の情報公開請求があった。）、外務省は、日韓会談文書の大半を不開示とする対応を取り、30年を経過した外交文書を外務省が自主的に公開する外交記録公開制度においても、同文書を公開しないでいた。そこで、原告らを含む約500名にのぼる日韓両市民が、その全面公開を求めて、情報公開請求を行ったうえ、最終的に本件訴訟の提起にいたったものである。

## 2 本件情報公開請求（開示請求番号：2006-00588）の経過

(1) 原告らは、2006年（平成18年）4月25日、処分庁外務大臣（以下「外務大臣」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、別紙請求文書目録記載の日韓会談文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求した（甲1）。

(2) 外務大臣は、2007年（平成19年）11月16日、本件請求文書のうち、「朝鮮問題（対朝鮮政策）」と題する文書をはじめとする別紙一部不開示文書目録1（以下「本件目録1」という。）記載の各行政文書（以下「本件文書」という。）及び別紙一部不開示文書目録2（以下「本件目録2」という。）記載の各行政文書について、その一部あるいは全部を不開示とする処分（以下、本件目録1の一部不開示決定処分を「本件処分」という。）をした（甲2ないし6）。

なお、原告らの日韓会談文書の情報公開請求に対して、外務大臣は、3度の一部不開示決定等の処分を行っており（1度目：2006年8月17日、2度目：2007年4月27日、3度目：同年11月16日）、本件訴訟は、この3度目の処分に関するものである。本件目録1及び2の文書は、先行する2度の一部不開示決定処分の対象文書とあわせると、日韓会談文書全体のごく一部（約6800頁）にすぎない。その残部については、開示・不開示の決定すらなされておらず、この事態に対しては、東京地方裁判所において、決定を行わないことが違法であることを確認する判決がなされているところである（同裁判所民事第38部2007年12月26日判決、国側控訴、東京高等裁判所第17民事部に係属。）。

(3) 外務大臣が、本件目録1及び2の各行政文書の一部あるいは全部を不開示とした理由は、大別して2種類あり、一つは本件目録1の各行政文書（本件文書）のごとく外交上の不利益等を理由とする不開示であり、もう一つは、本件目録2の各行政文書のごとく個人情報や法人情報であることを理由とするものであった。

上記の不開示文書のうち、本件訴訟では、本件目録1の各行政文書（本件文書）について不開示決定処分の取消とその不開示部分の開示義務付けを求めて提訴したものである。

(4) 本件文書の不開示決定処分の理由は、以下のようなものであった。

「公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条3号、本件目録1の1ないし9、甲2・3）

「政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との信頼関係を損なうおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条3号、6号、本件目録1の10、甲4）

「政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、信頼関係を損なうおそれがあり、また、外交事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5

条3号、6号、本件目録1の11、甲5)

「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条4号、6号、本件目録1の12、甲5)

「政府部内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、6号、本件目録1の12、甲5)

「現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、本件目録1の13、甲6)

### 3 本件処分 of 違法性

- (1) 外務大臣は、本件文書を、上記2の(4) ないし に挙げたとおり、他国との交渉上の不利益を生ずるおそれ(情報公開法5条3号)、他国等との信頼関係を損なうおそれ(情報公開法5条3号)、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれ(情報公開法5条4号)、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法5条6号)等の理由で不開示としたものである。しかし、これらの理由は認められず、本件処分は違法である。
- (2) そもそも、1951年に日韓会談が開始されてから(日韓基本条約の締結は1965年)すでに57年もの時が経過している現在においては、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書に記載された記述や内容は、きわめて貴重な歴史的記録であるといえる。このような過去の歴史的な事実について、その内容や存在が明らかになったとしても、日本の外交に不利益を生ずるおそれがあるとは認められず、事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれもなく、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれも認められない。
- また、2005年に韓国政府が保管していた日韓会談に関する韓国側の文書(全体で156件、約3万6千ページにも及ぶ文書)については全面公開がなされており、その中には、後記(3)に述べるとおり、今回の一部不開示決定処分の対象となった文書そのものも存在している。このように、韓国政府が全面公開に踏み切ったことを見ても明らかなおお、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書を公開しても、それが日本の外交にとって不利益を生ずるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるとはいえず、事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれもない。
- したがって、外務大臣が、情報公開法5条3号、4号及び6号を根拠として、上記ないし の理由で、本件文書を一部不開示としたのは違法であるから、本件処分は取消を免れない。
- (3) なお、本件目録2記載の各行政文書の不開示決定処分は、個人情報や法人情報を理由とするものであるが、これらの不開示部分についても、同一文書が韓国側ですでに公開され、個人情報や法人情報の内容も含めて、何人にもアクセスが可能となっているものが多数存在する。外務省が韓国側公開文書を比較対照すれば、これらの部分は容易に判明し、その結果、適法な不開示事由に該当しないことが明らかであった。それにもかかわらず、外務省が漫然と個人情報や法人情報を理由に一律に不開示決定処分を行ったことは、外務省の処分の画一的処理を如実に示すものである。この点については、外務省において韓国側の公開文書を参考にし、再度、開示・不開示決定について精査した上で、公開すべき文書については公開すべきである旨付言しておく。

### 4 本件不開示部分の開示の義務付け

- (1) 行政事件訴訟法は、3条6項2号で、行政庁に対し一定の処分を求める旨の法令

に基づく申請がされた場合において、当該行政庁がその処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分をすべき旨を命ずることを求めることができるとしている（いわゆる申請満足型義務付け訴訟）。そして、同法37条の3、1項2号及び5項は、「当該法令に基づく申請を・・・棄却する旨の処分・・・がされた場合において、当該処分・・・が取り消されるべきもので」ある場合に（訴訟要件）「請求に理由があると認められ」、行政庁が当該行政処分をすべきであることが根拠法令上「明らか」とであると認められる場合には（本案勝訴要件）、当該処分の義務付けが認められるとしている。

(2) 前記3で述べたとおり、本件文書は、不開示事由に該当せず、取り消されるべきものである（訴訟要件の充足）。

また、本件処分の根拠となっている情報公開法は、行政庁に対し、行政文書が不開示事由に該当しない場合には、原則として、当該文書の開示を義務付けている（情報公開法5条）。本件では、前記3のとおり、本件文書は不開示事由に該当しないので、外務大臣（処分庁）は、原則のとおり、本件文書を開示する義務を負っている。すなわち、本件請求に理由があり、外務大臣（処分庁）が当該行政処分をすべきことが情報公開法上明らかである（本案勝訴要件の充足）。

(3) したがって、外務大臣（処分庁）に、本件文書の不開示部分の開示の義務付けが認められる。

## 5 日韓会談及び日韓基本条約の締結の経緯

本項では、原告らが全面公開を求める本件文書に記載されている内容に関連して、日韓会談の経緯及び日韓基本条約の締結に至る経緯を概観する。

(1) 初めに：日帝による朝鮮植民地統治の終焉

1945年8月15日の敗戦により、1910年から続いた日本による朝鮮植民地統治が終焉した。日韓会談とは、旧植民地韓国と旧宗主国日本との間で国交正常化を目的に1951年から1965年まで14年間、七次に亘って行われた会談である。その結果、1965年6月22日、その後の日韓関係を規定した「日韓基本条約」と四つの協定、すなわち、「請求権及び経済協力協定」「漁業協定」「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定」「文化財及び文化協力に関する協定」が調印されるとともに、各種の「取り決め関係文書」が作成された。以下、14年間七次に亘る日韓会談を概観する。

(2) 会談開始前の日韓関係（1945 - 51年）：在朝日本人財産の没収

朝鮮統治の終焉により、1945年9月20日には南に米軍政庁が設置され、朝鮮において日本人が所有していた財産について法令第33号「朝鮮内ニアル日本人財産権取得ニ関スル件」によって、日本人の公共財産のみならず私有財産は朝鮮軍政庁（米軍政庁）が取得し全部所有する（第2条）とし、かつ1948年9月には、「米韓財政及び財産に関する協定」の第5条により、韓国政府に委譲された。さらに、47年8月、南朝鮮過渡政府は対日賠償問題対策委員会を設立し、その後韓国側は「強占論」を根拠に対日賠償調査を進めていった。そして、1951年9月8日、日本は対日講和条約に調印した。同条約第2章第4条（b）には、「日本国は・・・合衆国軍事当局により、又はその指令に従ってなされた日本国及びその国民の財産処理の効力を承認する」とある。すなわち、日本政府は講和条約によって日本人財産没収の手続を認めたのである。これについて、日本政府は日韓会談において、1907年にハーグで調印された「陸戦の法規慣例に関する規則」第46条に「私有財産はこれを没収することができない」とあることを根拠に、在朝日本人財産の返還を主張した。

(3) 第一次会談（51 - 52年）：対韓請求権をめぐって

当時日米政府は在日朝鮮人問題に悩んでいたが、50年6月に朝鮮戦争が勃発すると、その悩みは一層深くなった。そこで、アメリカの圧力を背景に、51年10月20日日韓会談の予備会談が始まり、国籍処遇委員会と船舶委員会が設置された。

52年2月15日には第一次本会談が東京で始まり、新たに財産請求権委員会と漁業委員会さらに基本関係委員会が設置された。韓国側は、財産請求権委員会で「財産および請求権協定要綱案」を提出した。これに対して日本側は、「財産請求権処理に関する協定基本要綱」を提出し対韓請求権を主張した。当時の日本は、朝鮮に置いてきた日本の財産を、韓国側の対日請求を相殺する材料にする計画であった。4月24日、こうして第一次日韓会談は日本の対韓請求権の主張をめぐって決裂した。

#### (4) 第二次会談(53年): 米・韓・日三国の思惑

アメリカは、「(日韓)両国間の秩序正しい関係こそ、(朝鮮)戦争遂行にとって緊急に必要」である等の思惑から、会談の再開を促した。こうして、第二次会談を開くことは決定されたが、日本は李ラインの撤廃を、韓国は対韓請求権の主張の撤回を一方的に期待していた。

53年4月15日、第二次日韓会談第一回本会議が東京で開かれ、22日には、基本関係、財産請求権、「在日韓人」の国籍処遇、漁業、船舶の五つの委員会が設置された。しかし、日本の外務省は朝鮮戦争の休戦成立に備え、日韓会談を「再検討」し始め、韓国側も代表団の召還を発表した。7月23日、第二次会談はこうして終わった。

#### (5) 第三次会談(53年): 久保田発言の波紋

1953年9月8日、韓国は李ラインを侵犯した漁船の拿捕を強化し始めた。日本は韓国に対し、この問題について話し合うために第三次日韓会談を開くことを申し入れた。

53年10月6日、第三次会談が東京で始まり、委員会の構成は、基本関係、財産請求権、「在日韓人」の国籍処遇、漁業、船舶とすることが決定された。日本側首席代表は、第二次会談に引き続いて外務省参与の久保田貫一郎であった。ところが、15日に開かれた財産請求権委員会第二回会議における五項目に亘る久保田発言が問題となった。具体的には、「日本としても朝鮮の鉄道や港を造ったり、農地を造成したりし、大蔵省は、当時、多い年で2千万円も持ち出していた。」「(カイロ宣言に「朝鮮人民の奴隷状態」という言葉が使われているのは、)戦争中の興奮した心理状態で書かれたもので、私は奴隷とは考えない。」「(日本人の在韓)私有財産を没収することはやはり違反であると思う。」「(サンフランシスコ条約前の領土の処分や日本人の強制退去については、)領土は条約で決まっているから問題はない。引き揚げは占領軍の政策であったのだ。」という発言であった。10月21日、韓国側は五項目に亘る久保田発言の撤回を要請した。しかし、日本政府は全面的に久保田発言を支持した。こうして、第三次会談は10月21日に決裂した。

#### (6) 中断期間(53 - 58年): 久保田発言の撤回と初めての合意

日韓の対立が激しくなっていることを憂慮したアメリカは、早くも53年10月中に、日本側に対しては久保田発言の撤回を説得し、韓国側に対しては李ラインの廃止と水産資源の保護措置を組み合わせた妥協案を呑むよう説得した。そして、57年1月10日、岸外相は金公使と会い、久保田発言の取り消し、対韓請求権の撤回などについて譲歩した。同月中旬、韓国側から会談再開が要望され、第四次日韓会談の予備会談が始まった。

57年12月31日、日韓政府は「共同発表」を行い、日本側は「久保田発言」を撤回し、かつ「日本は対韓請求権を放棄するが、韓国は対日請求に際してそのことを考慮し法外な要求はしない」というアメリカの見解を基礎として、在韓財産に対する請求権を撤回するとした。これは、日韓会談において初めての合意であった。

#### (7) 第四次会談(58 - 60年): 中断 - 北朝鮮帰還問題

58年4月15日、第四次日韓会談が東京で開かれ、5月1日、委員会の構成は、基

本関係委員会、韓国請求権委員会（その下に、請求権小委員会・船舶小委員会・文化財小委員会）「在日韓人」の法的地位委員会、漁業及び「平和ライン」委員会と決定された。一般請求権問題については、3億ドル以上と韓国が推算する対日財産請求権を、日本側は4000万ドル内外と推算・評価して対立した。

しかし、7月になると、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還問題が大きな対立点として浮上し、日韓会談は中断した。そして、60年4月19日、韓国に4・19革命が起こり、25日、日韓会談は韓国の政情が安定するまで、見合わされることになった。

#### (8) 第五次会談(60-61年): 変化の始まり

60年4月19日の四月革命によってできた韓国の新政権は、日本との経済協力を優先し、他方、60年7月19日成立した池田勇人内閣も、韓国との経済協力を優先した。

60年10月25日、予備会談が東京で始まり、基本関係、韓国請求権（その下に、一般請求権、船舶、文化財の小委員会）、漁業及び「平和ライン」、在日韓国人の法的地位、以上四つの委員会を構成する事に決定した。基本関係委員会は開かれなかった。一般請求権小委員会では韓国側の八項目要求の第五項、すなわち有価証券、日本系通貨、未払い賃金などの個人請求権が問題とされた。そこでは、韓国側が、日本政府から請求権資金をまとめて受け取り、それを韓国人被害者に渡すという方法を主張し、その後の会談で日本側も同意した。ただし日本側は、個人請求権のうち郵便貯金、未払い賃金などの請求権で証拠があるものは認める姿勢を示したが、旧軍人・軍属に対する恩給、被徴用者の被害に対する補償金、寄託金などの植民地支配・戦争被害の補償は認めなかった。

61年5月6日、自民党代表団が訪韓して経済協力について話し合い、対日請求権に代わる無償援助計画を提議した。しかし、5月16日、韓国で朴正熙らによる軍事クーデターが起こり、第五次日韓会談の予備会談は本会談に移れないまま終了した。

#### (9) 第六次会談前半(61-62年): 金・大平メモの取り交わし

日韓会談に積極的であった朴正熙政権は、61年7月4日には日韓会談の再開を要請した。しかし、日韓には請求権をめぐる大きな問題があった。第一は、日本が韓国に支払う金額であり、第二は、その名目であった。

10月20日、第6次会談が東京で開会され、委員会の構成は前回同様と決められた。12月22日、日韓両国は事務折衝を締めくくり政治折衝に移ることを確認した。妥結を急ぐためであった。62年7月14日、大蔵省出身の大平正芳外相が誕生すると事態は急展開した。予備折衝において請求権問題についての双方の差を埋める努力が続けられ、8月30日、日本側は「無償援助三億ドル」で決着したいとの意向を示した。そして、11月12日に開かれた請求権問題に関する金鍾泌中央情報部部長と大平正芳外相との二度目の会談で、「1. 無償供与三億ドル。2. 有償援助二億ドル。3. 資金協力一億ドル以上。」との合意内容を有する金・大平メモが作成された。だが、メモに請求権という言葉はなかった。

#### (10) 第六次会談後半(63-64年): 反対運動の高揚

64年に入ると、韓国では日韓会談反対運動が激しくなった。先ず行動で抗議したのは漁業問題に敏感な漁民であった。続いて政界の日韓会談反対陣営が運動に立ち上がり、3月24日には、学生達が日韓会談反対デモを行った。その後、連日の如く屈辱外交反対のデモが行われ、4月6日、第六次日韓会談は中止に追い込まれた。韓国政府は6月3日夜10時、非常戒厳令を布き、大学には無期限休校を命令した(六・三事態)。戒厳令は7月29日まで続き、韓国国民の反対運動は圧殺された。

#### (11) 第七次会談(64-65年): 基本条約などの調印

ベトナム戦争の拡大と中国の影響力の増大に強い危機意識をもったアメリカ政府の意向の下、64年12月3日、第7次日韓会談が東京で開会された。

65年2月20日、日韓基本関係条約案が仮調印された。その第二条は、「1910年

8月22日以前に締結された旧条約がもはや無効であることの確認」となっており、第三条は「韓国政府は、国連総会決議195(III)に示されているような朝鮮にある唯一の合法的な政府であることの確認」となっている。旧条約がいつから無効になったのか、韓国政府の管轄権が朝鮮全土に及ぶのか否か、いずれも曖昧な表現であり、各政府が都合のよいように解釈できるようにしたものであった。残る三協定の内、請求権問題の大筋は金・大平メモで解決していたが、3月27日の外相会談では、民間協力資金が三億ドルに増額され、仮調印当日、「請求権、経済協力」要綱案の五に「請求権の解決」として、「関係協定の成立時に存在する日韓両国および両国民の財産ならびに両国および両国民の間の請求権に関する問題は、サンフランシスコ平和条約第四条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されることになる」ところが入れられた。4月3日の三協定一括仮調印の後、請求権関係の協定の名称に関し日本側は「請求権」という文字の使用を拒否しようとしたが、最後は、「請求権及び経済協力協定」ということで妥協した。最後まで問題になった、個人の請求権を含む八項目の請求権の消滅が確認されたのは6月21日のことであった。こうして65年6月22日、日韓基本条約と四つの協定に調印が行われ、各種の「取り決め関係文書」が作成された。

#### (12) まとめ：禍根を残す

以上のように、日韓会談は、冷戦構造の世界を背景にした米国の意向の下に、日韓の国益確保の為になされた会談であった。その会談の結果、日韓基本条約と四つの協定に調印が行われ、各種の「取り決め関係文書」が作成されたが、其処には、植民地支配に対する言及さえなく、ましてや謝罪の言葉は一切無かったのである。

## 6 韓国での日韓会談文書の全面公開

(1) 以上の日韓会談の記録について、韓国政府は、韓国の日帝植民地被害者や市民による全面公開要求や訴訟提起を経て、2005年1月と8月の2回に亘り、同政府外交通商部が保管する約3万6千頁に及ぶ日韓会談関連文書を全て公開した。あわせて、韓国政府は、文書公開に当たって日韓請求権協定の法的性格と韓日請求権協定により解決された部分と解決されていない部分について、法的見解を公表している。

(2) 韓国で全面公開されたこれらの文書は、朝鮮民主主義人民共和国を含めた世界中の如何なる人からもアクセスが可能なものとなっており、日本においては、国立国会図書館に所蔵されるなど、歴史検証の重要な資料となっている。このような状況の下で、ひとり日本政府のみが日韓会談文書の全面公開を拒否し続けることは、いかなる理由を用いても正当化されることではない。

## 7 まとめ

以上のとおり、本件文書の不開示決定処分が違法であることは明らかであるから、原告らは、行政事件訴訟法3条2項、6項及び同法37条の3、1項、5項に基づき、外務大臣(処分庁)に対し、本件処分の取消し及び本件不開示部分の開示の義務付けを求める。

以上

### 附 属 書 類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 甲第1号証ないし第6号証 写し | 各1通 |
| 1 訴訟委任状           | 10通 |

## 陳述書

原告 李鶴来(イー・ハンネ)

私たちは1942年6月朝鮮全土から、3,000数百名の者が日本軍の捕虜監視員として強制徴用され、2ヶ月間のきびしい軍事訓練を経て南方各地の捕虜収容所に配属になりました。

マレー、ジャワ、スマトラ、タイ捕虜収容所に配属になり、作戦遂行に必要な軍用道路、飛行場建設、鉄道建設に捕虜を使役し、管理業務に従事しました。

私はタイ捕虜収容所に配属になり、「戦場に架ける橋」で有名な泰面鉄道建設に従事しました。泰面鉄道はタイのノンブランドッグからビルマのタンビヤサヤまで41.5 kmの鉄路でインパール作戦遂行に緊要な輸送路だったのです。

私は、1943年2月、仲間6名と捕虜500名を連れて150km地点のヒントク分駐所で勤務しました。殆ど準備がないまま工事に突入したものですから、粗悪な衣食住、医薬品の欠乏、きびしい労働環境、朝早くから、夜遅くまでの重労働、加えて伝染病、赤痢、コレラが蔓延し、医療も休養も受けられないまま、多くの捕虜が犠牲になりました。

これらの問題が戦後、捕虜を虐待したとして、連合軍の軍事裁判に依り、仲間23名が死刑、125名が有無期刑に処断されました。捕虜虐待の主なものは、施設が悪い、休養が悪い、医薬品が無い、重労働に加えて患者を就労させたというもので、いずれも軍属傭人の責任でないことは明らかであり、日本軍の捕虜政策の問題であります。

私はヒントクキャンプの管理責任を問われ、オーストラリアの捕虜9名から一度ならず二度も告訴され、当初は死刑の宣告を受け、8ヶ月もの俎上生活後、20年の減刑になり、現地刑務所で服役中、他の仲間たちと一緒に1951年8月スガモプリズンに移管され、1957年4月全員が釈放になりました。日本はもとより異国で親兄弟も知り合いもなく、全く生活基盤がない、あのきびしい社会に放り出されたのです。釈放後の生活は窮乏を極めました。

日本政府は私たちに戦中戦後を通じ、生命も青春も戦後処理をも、あらゆる犠牲を強要しながら、援護と補償は日本の国籍が無いから、いわゆる国籍条項により一切排除しているのです。あまりにも不条理ではありませんか。

1965年日韓会談が妥結すると、今度は日韓会談で「一括解決済みである」と誠意がないのです。他方韓国政府は、BC級戦犯問題は日韓会談の対象になっていないという見解です。

両政府の相異なる見解で大変困りましたが、しかし、私たちBC級戦犯問題は、日本政府が責任を持って対処しなければならない問題でありますので、鳩山内閣以来35年間も歴代内閣に謝罪と補償を要請してきましたが、全く進展しないのです。

私たちが高齢化し、毎年他界してゆく現状に鑑み、運動方針を転換し、司法に公正な判断を仰ぐことにし、1991年11月12日、条理に基き改めて日本政府に謝罪と補償を求め、東京地方裁判所へ提訴しました。地裁、高裁、最高裁まで、8年有余の間、私たちが戦犯に問われた因果関係や日本政府の不当な処遇について法廷証言をし、訴えました。裁判所も私たちの境遇を認定しながら、本訴は棄却しましたが、付言判示は、この問題は国の立法政策の問題として立法措置を講じる必要性を促しているのです。

私たちは司法の付言判示を踏まえ、日本政府や国会の良識を期待し、結審から9年近くも立法化運動を続けていますが、まだ実現していません。立法府は司法の見解を真摯に受け止め、早急に立法化措置を講じるべきです。現在、民主党が中心になって、5月29日、今通常国会に法案を提出し審議待ちしており、深く感銘しているところであります。

他方、韓国政府は2005年、韓日会談当時の文書を一切公開しております。2006年6月には、BC級戦犯は強制動員の被害であることを認定しました。

その公開文書の中には、BC級戦犯に関連する文書も発見しました。日韓会談の対象になっていないことは明確であり、日本側はBC級戦犯問題は別個の問題として検討したいと答弁している記録があるのです。

韓日会談が妥結してから43年も経過している今日、両国政府は問題を提起することもなく放置していることは、誠に遺憾であります。

日本政府は速やかに外交措置をとると共に文書を公開し事実関係を明らかにすべきです。

当事者の一人として文書公開を強く要請します。

## 陳述書

原告 梁澄子(ヤン・チンジャ)

私が、本件の韓日会談関連文書の全面公開を求める訴訟に、原告として加わることになったのには、次の通り、大きく3つの理由があります。

### 1 韓日会談と在日朝鮮人

私は、韓国籍の在日朝鮮人2世です。在日朝鮮人は、日本の植民地支配が生んだ存在です。にもかかわらず、植民地支配からの解放後も、日本人によるいわれのない蔑視と一方的な差別を受け、不安定な法的地位による不利益を受けてきました。

韓日会談において、このような在日朝鮮人の法的地位について議論する際、当の在日朝鮮人は蚊帳の外に置かれてしまいました。このことがまず、在日朝鮮人に対する人権侵害であると考えます。さらに、条約締結後も、韓日会談の交渉過程でどのようなことが私たちを在日朝鮮人について議論されたのかということが、両国の政府によって明らかにされることはありませんでした。これは、在日朝鮮人に対する更なる人権侵害です。

しかし、このたび、韓国市民の運動と韓国政府の英断により、韓日会談関連文書の全面開示が実現され、在日朝鮮人の法的地位について、韓国政府がどのようなことを考えていたのかということが、ある程度判ってきました。

このような韓国政府の対応にもかかわらず、もう一方の国、私自身が生まれ育った国である日本政府が、どのような考えで韓日会談に臨み、在日朝鮮人の法的地位についてどのような考えを持っていたのかということについては、いまだ明らかにされていない部分が多数あります。

今回提訴の対象となった不開示部分には、まさに、在日韓国人の法的地位に関する委員会の議事録や報告書などがありますので、その部分について、私は、ぜひとも知りたい、また知る権利があるという思いで、原告に加わりました。

### 2 韓日会談と日本の戦後補償問題

次に、私が、韓日会談関連文書の全面公開を求める裁判を行う理由は、戦後補償問題の解決に向けて、韓日会談の内容を再度検証する必要があると考えるためです。

私は、在日の「慰安婦」被害者である宋神道(ソン・シンド)さんの裁判支援を10年間おこないました。宋さんが日本政府に対して損害賠償と公式謝罪を求めて提訴した裁判でも、他の戦後補償裁判と同様に、日本政府は「日韓請求権協定によってすべて解決済み」と主張しました。

しかし、2003年にこの裁判が終結した後、韓国側の韓日会談関連文書が全面開示され、その際、韓国政府は、「慰安婦」問題は韓日会談の過程で論じられなかったということを示しました。

この韓国政府の説明は、日本政府のこれまでの主張と真っ向から対立するものです。これが間違いだということであれば、日本政府はその根拠を示さなければなりません。日本政府には、韓日会談関連文書を全面公開して、「このように議論した」とはっきり反論してほしいと思います。

因みに、宋神道さんの裁判では、高裁判決の理由中において、戦後の「在日韓国人の財産、権利及び利益については」「日本政府の対応措置に委ねられた」との判示がなされました。

宋神道さんの裁判では、宋さんが日本に在住していることを理由に、宋さんの請求権については日韓請求権協定では解決していないのだという主張はしていませんでした。あくまで「慰安婦」被害という重大人権侵害に対して、日本政府がその責任を負うべきだとして、法的主張を展開していたのです。そうすることによって、韓国をはじめアジア各地の被害者たちの問題を解決すること、全体的な解決に繋げることが重要だったからです。ところが裁判所は、勝手に在日の宋さんには日本政府に対する請求権があったが、日韓請求権協定が締結された1965年から20年後の1985年で、除斥期間により請求権は消滅したと、除斥期間を理由として宋さんの訴えを切り捨てたのです。それは、戦前戦後にわたり、日本国のもとで、あらゆる辛酸をなめてきた在日の「慰安婦」被害者を、愚弄する判決としか言いようのないものでした。

ところが、この「在日韓国人」については「日本政府の対応措置に委ねられた」という事実認定は、在日の傷痍軍人軍属の裁判では、欲しくても勝ちとれなかった事実認定の一つなのです。

このような日本の裁判所の判断の揺れ、結局は、原告に不利益にしかならない形で恣意的に判断する姿勢を問うためにも、韓国側だけでなく日本政府側からの資料公開が必要だと思っています。

### 3 知る権利と韓日会談

三つ目の理由は、私の周りにいる人たちが、日本は安全で平和で、過ごし易い豊かな国だと思っていて、すっかり安心しきっているということに、大変不安を覚えるからです。知る権利という基本的な人権が侵害されていることに対して無自覚なままでは、国家の誤謬を正すべき市民としての役割を果たすことはできないと考えます。

自らの人権に、より自覚的になること、国家によって統制されている情報を開示させることが、市民としての当然の権利であること、この権利を取り戻すことが引いては国が間違わないための一つの営みになることを訴えたいという思いで原告に加わりました。

韓国政府は、韓日会談文書の全面開示にあたり「国民の知る権利を保障するために」と前置きして、大量の資料を公開しました。私は、日本政府から、同様の言葉を聞きたいと願っています。以上のとおり、韓日会談関連文書の全面公開という問題は、私にとって単なる資料公開の問題ではありません。私が長年取り組んできた戦後補償問題を解決するために不可欠な要素であり、在日朝鮮人である私が奪われてきた人権を取り戻すたたかいです。そして、そのたたかいは、知る権利の保障という普遍的な権利の獲得につながるという意味で、ますます重要な意義を持つものです。

## 2008年7月8日 朝日新聞社説

### 公文書改革

### 霞が関を透明にしよう

過去の政策がどんな判断に基づいて作られたのかを調べ、今後に役立てようにも、肝心の資料がない。納税者が行政の責任を追及しようとしても、書類が廃棄されていた――。

霞が関では、そんなことが往々にして起きる。衆書エイズ事件では、旧厚生省が「ない」と言っていたファイルが倉庫から見つかった。年金記録めぐって、社会保険庁のさまざまな文書管理も次々に明るみに出ている。

そもそも役所がつくる文書は、国民の財産だ。税金を使ってどのように政策を決め、実施したかの重要な記録である。きちんと保存し、原則として公開されるべきものだろう。いわんや勝手に捨てられていいはずがない。そんな問題意識から福田首相の肝いりで発足した有識者会議が、公文書管理について中間報告をまとめた。作成から保存、公開までの統一なルールを法制化する▽国立公文書館を

中心に管理機能を強化する▽電子化を進めて利用しやすくする、といった内容だ。秋の最終報告をへて、来年の国会に法案を出す予定という。

どれも、もったもた提案だ。

公文書の管理には網羅的な法律がなく、情報公開法が大まかな規定や文書の種類によって最長30年の保存期間を定めているだけだ。実際の運用は各省の裁量に任ざられていて、外部から監査する仕組みもない。

保存期間が過ぎた文書のうち、内閣府が求め、各省が同意したものは公文書館に移されて保存されることにはなっている。だが、その量は期限を迎える年間約100万件の文書の1%にも満たないのが現実だ。ほとんどの文書は廃棄されるか、各役所がそのまま保存し続けている。

の国立公文書館の職員はわずか42人。中国、韓国などに比べても一ケタ少ない。これでは各省庁がきちんと文書を管理しているか、目配りするのは到底無理だ。報告書が求めるように「数百人規模」に増員すべきだ。

日々の仕事の記録が確実に残されるようになれば、公務員の意識は変わらざるを得ない。情報公開の効用も飛躍的に上がるだろう。国民には、行政の監視だけでなく歴史研究や教育への活用というメリットもある。

中間報告では、外交文書や宮内庁書陵部が持つ文書の扱いは、最終報告に向けた検討課題とされた。だが、公開に消極的な政府の姿勢ゆえに、戦後外交史の研究者が米公文書館の資料で多くの成果を上げているという皮肉な現実、早く改めたい。

一見地味だが、霞が関の透明度を高め、その体質を変えることにつながる改革だ。ぜひ実現させたい。

## 外務省による日韓会談関連外交文書に対する開示決定についての声明

外務省は2006年4月25日に我が会が行った日韓国交正常化交渉（日韓会談）に関する全ての公文書の開示請求にたいし、2008年5月26日までに7次にわたる開示決定を行い、約6万枚の公文書が開示された。この文書量は2005年に韓国政府が開示した日韓会談関連外交文書の約3万6千枚をはるかに上回るものである。その膨大さもさることながら、日本による朝鮮植民地支配終了から63年目、日韓国交正常化から43年目の今日、2007年8月30日の外務省による定例の外交記録公開のリストに挙げられながら公開が見送られた文書がこのように開示されたことの意義は、その文書が持つ歴史的価値に照らしても、大きいというべきである。

しかしながら我々は2年1ヶ月にわたる外務省の開示決定について、次のように指摘せざるを得ない。

1) 当該文書は作成から40年以上経過しており、過去12回の開示請求に対して外務省がその都度判断してきたし、すでに韓国政府が当該文書を全面公開している。それにもかかわらず、外務省は我々の請求に対し、2年1ヶ月という長期間の開示決定期限を設定したが、開示請求から1年半以上経っても、開示決定を下したのはわずかに7000枚にとどまった。これについては、我が会が2006年12月18日に行った第1次訴訟の判決が2007年12月26日に東京地裁で言い渡され、「開示請求から1年7ヶ月が経過している本件においては、開示決定などをしない不作為が違法であることは明らかであり、これは市民の知る権利を侵害するものである」(判決文より)ことが明白になった。外務省が2008年5月26日という自らが定めた開示決定期限をかるうじて守ろうとしたことは、先の東京地裁判決を受けたものであると見なしてよいだろう。

2) 開示決定された約6万枚の外交文書のうち、部分開示、不開示文書は全体の1917文書のうち547文書(うち、部分開示524文書、不開示23文書)にもなる。とくに本年5月以降に開示された文書に大量の部分開示、不開示決定がある。これらの不開示部分には個人名、法人名のみならず、基本関係、財産・請求権問題、在日朝鮮人問題、竹島問題など、日韓・日朝間の歴史問題に関わる内容が多く含まれている。

しかし、これらの不開示決定は違法または不当といわざるを得ない。まず、韓国政府が公開した外交文書で明らかにされている情報については開示しなければならない。また、情報公開法第5条3号などを適用し、外交上不利益を被る「おそれ」があるなどとされる情報についても、次の理由により開示すべきである。第一に、不利益を被る「おそれ」があるとする理由が抽象的で不明確である。第二に、2007年8月の外交記録公開で、外務省の外交記録審査室において、いったんは公開の判断を行っている。第三に、すでに韓国では当該文書が全面公開されているため、開示することで韓国との外交上の地位やそれに関わる外務省の事務を損なうおそれはない。第四に、日朝国交正常化交渉への影響については、2002年9月17日の日朝共同宣言でその解決の枠組みが合意されているし、そもそもこれらの情報は日本の戦後責任に関わる内容であり、むしろすべての情報を開示して公論に付すべき内容である。

3) さらに、今回の一連の開示決定が、外務省が保管しているすべての日韓会談関連外交文書になされたものかどうか、改めて検証する必要がある。例えば、1992年8月14日に放送されたNHKスペシャル 調査報告 アジアからの訴え 問われる日本の戦後処理で「対韓経済技術協力に関する予算措置について」(1960年7月22日作成)という「内部文書」の存在が明らかにされている。同文書には「財産請求権問題は一種の棚上げにする方が適当である。その一方で日韓会談妥結のために韓国に何らかの経済協力をする必要がある。我が国にとっても、過去の償いということではなしに韓国の将来に寄与するという趣旨ならば、かかる経済的援助を行なう意義ありと認められる」という記述があり、この文書を読んだ外務省幹部が「無償援助は韓国側請求をすべて放棄せしめるのでなければ国内で支持をえられない」というコメントを記しているものである(新延明「条約締結に至る過程」(『季刊青丘』第16号、1993年、41頁)。この文書の内容は「日韓国交正常化交渉の記録 総説7」(開示決定番号1100、文書番号505)で明らかにされているが、その原本は確認できない。このような事例を含めて、すでに公表された内容が不開示にされていたり、開示決定されていないことが分かれば、その不当性を訴えるしかない。

我が会は上記のことをふまえて、2008年4月以降の開示決定については、6月10日に異議申立を行った。そして、準備が整い次第、これらについても法廷で争う予定である。わが会の原告には元日本軍軍人・軍属、女子勤労挺身隊、在日朝鮮人など、過去の植民地支配により人権を侵害され、現在も侵害され続けている人々が多数含まれている。その意味でも、不当な理由によって不開示とされた部分を全面開示させることができるかどうかこそ、我々の運動の真価が問われているといえる。

「日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会」は、韓国・朝鮮人の人権回復及び公正な情報社会の実現を目指して、外務省に対し日韓会談関連文書の不開示部分・不開示文書の全面開示を要求するものである。

## 第4、5、6次開示文書についてのコメント

共同代表・太田修

### 1. 文書公開の意義

「日韓会談文書・全面公開を求める会」が日韓国交正常化交渉（日韓会談）関連文書の全面公開要求運動を行ってきた結果、外務省は、第1次開示（2006年8月17日）から第6次開示（2008年5月9日）にかけて、約6万頁の日韓国交正常化交渉（日韓会談）関係文書を公開。

市民の運動によってこれほど大量の歴史文書が公開されたことは、2005年の韓国での韓日会談文書公開に続いて、画期的な出来事であり、情報公開、歴史文書公開要求運動にとって大きな前進だった。

ただし、第1次開示分から第6次開示分までに開示された文書数1917件のうち、全面不開示文書が23件、部分開示文書が524件と、不開示とされている文書が依然として多く、日韓会談の真実が完全に明らかになったとは言えない。

今後、日韓会談において植民地支配・戦争被害の処理がどのようになされてきたのか、これまでに開示された文書の分析、検討を通して、その真実を明らかにしていく作業を進めるとともに、不開示とされている文書、部分の開示要求運動を引き続き行っていく必要がある。

### 2. 第4、5、6次開示文書の概要

<時期> 1948年6月～1971年11月

<文書の内容>

基本関係、財産請求権、在日韓国人の法的地位、漁業、文化財、竹島（独島）、在日朝鮮人の「帰国」、経済協力、船舶

<文書の種類>

- \* 日本政府（外務省）の方針、方針案、対策、対策案、試案、協定案、訓令、対処要領、各省庁の意見
- \* 議事録類... 議事録（速記録）、議事要録（議事要旨・会談要旨・会談録・会合記録）、非公式会議記録、専門家会議記録、幹部会議概要、省庁間の打ち合わせ・調整
- \* 過去の会談の経緯を整理、記録、問題点・課題を整理した文書類
- \* 報告類... 会議状況報告、出張報告
- \* その他... 書簡類、日韓の国会論議要旨、内外の動静（韓国動静、各国の態度）、年表・日誌、資料集・目録、報道資料、翻訳（雑誌・新聞記事など）

### 3. 注目すべき点、注目すべき文書

#### (1) 全体

\* 外務省で扱われた内部文書の公開... 韓国側資料（2005年）、米国側資料（米国立公文書館）の資料からはわからない日本政府の政策がわかる

各省連絡会議、省内打合会議などの議事録、関係閣僚了解（案）、日韓会談交渉方針（案）などの日本政府の内部文書が開示。日本政府の政策、方針、または各省庁の意向、省庁間の齟齬がくっきり浮かび上がってきた（くるだろう）。

\* 請求権、文化財、竹島問題についての不開示部分が目立つ。特に、請求権問題の重要だと思われる部分が「不開示」、「部分開示」とされている。

a. 不開示... 例：第6次開示分 1102/1742 「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」（1962年初頃作成か）、第5次開示分 1042/1307 「サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味」（1953年頃作成か）

b. 部分開示... 「部分開示」扱いでも、重要な部分が不開示とされていたり、ほぼ全面不開示に近いものがある。例：1102/1758 「韓国請求権金額の査定」（37.3.17）、1042/1301 「相互主義の表現方式について」（13頁分不開示）、1042/1298 「請求権についての若干の法律問題」... 「サンフランシスコ条約第4条において特別取極の主題となる財産請求権の時期的、人的、物的の範囲」の内容が墨塗り（6.5頁分不開示）

\* 日韓会談に係る全文書が公開されたかどうかは、今後、検討する余地がある（全文書が公開されていない可能性が高い）。

・NHKが入手した外務省内部資料（「対外経済技術協力に関する予算措置について」1960年7月22日作成）高崎宗司氏が古書店で発見した資料（大蔵省理財局外債課『日韓請求権問題参考資料（未定稿）（第二分冊）』1963年6月、第一分冊、第三分冊もある？大蔵省作成資料だが、当然外務省側も所蔵しているはず）が見当たらない。

・1965年4～6月にかけての請求権関係の資料も見当たらない。また、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（1965年12月17日成立）の作成過程に関連する資料もないようだ。

\* 外交史料館での公開状況

現在、史料館では公開されていない。「求める会」HPで公開。  
外交史料館が公開すべき。

## （２）請求権問題

\* 「徴用労務者」の「未払い金」、「慰労金」、「見舞金」

吉田理財局長...「単に未払金だけならば割合に簡単だが、貨幣価値の変動とか慰労金、見舞金の支払とかを取上げるようだ」と迂闊には応ぜられなくなる。／慰労金支払は一応もっともな主張とも言えるが、これを払うとなると台湾や中国山東省からの徴用労務者にも波及するなどの問題や北鮮関係をどうするかの問題も残る。（第6次開示分1118/1408「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」35.10.14 北東アジア課）

\* 事務レベル委員会の意義

「...伊関局長より、最終的には政治的解決をすることになるにしても、初めから請求権の議論を全然しないわけにもいかないから、とにかく一応委員会を開いて議論し、「数字で話をきめるのは不可能だ」ということを先方に納得させる必要がある」と述べ、吉田次長は一番無難なところで戦死者の数でも話合えば多少時間はつなげると述べた。」（第6次開示分1118/1408「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」35.10.14 北東アジア課）

\* 大蔵省と外務省の試算作業、事務的論議の意味

「試算額」、「試算の根拠」はほとんどが墨塗り。（1102/1736「韓国側対日請求額および大蔵省、外務省試算額」大蔵省理財局・外務省アジア局、昭和37年1月10日）

試算作業の意義について...「（前略）差当りは、「法的根拠」のある金額は韓国側の要求に比していかに小額のものとならざるを得ないかを韓国側に感得せしめるためにも、事務的論議を進める必要がある。しかし、最後には、日本側としては、日韓間で最終的に合意すべき数字に対し「請求権」という名称は避け、別途の名称を考慮するという方向で本件の解決を図るのがむしろ賢明ではないかとも思料される」（1102/1736「日韓会談の請求権処理にあたっての問題点」大蔵省理財局・外務省アジア局、37.1.10）

\* 「補償」の拒絶

「要綱5の（4）のa 集団移入韓国労務者の補償金に関して、...日本側としては、昭和14年以来、昭和20年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後には国民徴用令により相当数の朝鮮人労務者が、集団移入された事実は認めるが、これらの労務者は、日本人として内地に渡来し、内地人とともに勤労したもので、これらに対し日本側として、韓国側要求のような補償金を支払う法的根拠がない。また、これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものであり、日本側として、重ねて何らかの措置を講ずる法的根拠はないと考える。」

「要綱5の（4）のb 朝鮮人軍人軍属に対する補償金に関して、...日本側としては、これら軍人軍属に対する補償金の支払は実定法上極めて困難である。すなわち、軍人に対する恩給は、連合軍最高司令官の命令により昭和21年1月以降停止された。また、軍属に対する諸措置も同時に停止された。平和条約発効後に、軍人軍属に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定及び軍人恩給の復活があったが、これらに基づく援護ないし恩給支給は日本国籍保持者に限られているため、韓国軍人軍属はこれらの対象となりえないわけである。」（1102/1757「日韓間の請求権問題に関する宮川代表発言要旨」昭和37年3月12日）

\* 在日韓人の「補償」

「要綱5の(4):補償金は ex gratia 支払いであるから当然には在日韓人には均霑しない。」(1102/1754  
「要綱6に対する方針案(未定稿)」昭37.3.5 条約局法規課)

\* 「独立に対する祝い金」、「旧宗主国の新独立国に対する経済自立のための協力」

大平外相・・・「過去の歴史等に基づいて細かく請求権の内容を議論しても意味がなく、韓国の独立に対する祝い金及び旧宗主国の新独立国に対する経済自立のための協力という意味で提供する」(6次開示分1165/1824「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」37.10.20 アジア局)

池田首相・・・「今となっては過去のことをいわず、独立のお祝いとして援助を出すから、韓国側もあっさりを受けるといふ形にしたい旨述べた」(第6次開示分1165/1825「池田総理、金鍾泌韓国中央情報部長会談要旨」37.10.23 アジア局)

\* 「無償供与3億ドル」の決定 - 1960年代初め、米国の介入

・ラスク...「自分は韓国から頼まれたわけではないが、3億ドルならば解決可能と思う」(第6次開示分1172/1805「大平大臣、ラスク長官会談録」37.9.25、アメリカ局内竹内参事官)

・大平外相...「米国側は3億ドルといっているのですが、この数字についてはすでに米韓間で相談ずみのものではないかと突込んだ」

金鍾泌部長...「米国が3億ドルに下りると主張していることは事実であるが、韓国としてはこれに同意できぬと述べた上、さらに無償供与3億プラス・アルファの上に経済協力基金でも活用してできるだけ6億の数字に近づけることは可能ならざるやと打診してきた」(第6次開示分1165/1824「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」37.10.20 アジア局)

・「大平大臣より、先般訪米の際ラスク長官が3億ドルではどうかといったのに対し、自分ははっきりイエス、ノーはいわず、大体その位でやってみようとの印象を与える程度にしておいたと述べた上、自分としては、大体3億ドル位ではどうかと考え、その方向で大いに努力しているのだが、この数字についてはまだ池田総理と意見が一致しておらず、総理は2.5億ドル以上は無理だといっておられる」(第6次開示分1165/1824「大平外務大臣・金鍾泌韓国中央情報部部長会議(37年10月20日)に関する日韓双方の記録の対照」アジア局)

### (3) 基本関係問題

\* 旧韓国併合条約等の無効確認条項妥協案(「もはや無効」案)は、すでに第一次会談で議論

兪鎮午...「私は、(併合条約等が)始めから無効ということを中心すれば、条約が妥結に至らないであろうと考えて、議論になる点、例えば「いつから」というようなことも一切伏せて、とにかく無効というように表現したのである。この表現ならば、日本側は日本側として一応の説明がつき、韓国側も、別の内容になるかもしれないが、説明がつく」

大野勝巳代表...「無効という字句を用いるなら、いつから無効であるかをはっきりさせなければならぬから、「もはや」という字句を加えたい、英語の now という程度の気持ちである」(892/979「日韓会談第七回基本関係委員会議事録」昭和27年3月26日)

## 4. 植民地支配、戦後補償問題との関連で

\* 日本政府の政策が、植民地支配・戦争被害の清算と被害者らの尊厳の回復をめざしたものではなかったことが、今回の日本政府(外務省)側の文書公開により鮮明になった。

\* 「日韓共同宣言」(1998年10月)で「植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」。植民地支配・戦争被害の清算をめざさなかった日韓条約での処理は再考される必要がある。

## 外務省より開示決定された日韓会談関連外交文書に対するコメント

共同代表 吉澤文寿

1. 概要：この2年間で外務省によって約6万枚開示された日韓会談関連外交文書は予備会談から第7次会談までの会議録及び関連公文書によって構成されており、日韓会談に関するすべての文書について開示決定されたものと思われる。ただし、本当にすべてであるかどうかは、これから慎重に検討する必要がある。いずれにせよ、日韓会談に関連した外交文書の全体像が明らかになった意味は大きいといえる。

2. 注目すべき文書：膨大な文書量のため、私が確認した範囲で述べるならば、開示された内容で興味深いのは「日韓国交正常化交渉の記録 総説9」(開示決定番号1169、文書番号1882)に収められている「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針(案)」及び「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」(いずれも1962年7月20日付、アジア局作成)である。これは池田内閣改造で大平正芳が外相に就任した後の同年7月24日に行なわれた外務省幹部会議で配布された資料である。

請求権問題に限定してその内容を紹介すると、まず前者の文書では「韓国側に対し、日本側が『請求権』として支払いうるものは、韓国側の諸請求のうち南鮮地域及びその住民の日本国および日本国民に対する請求であって、かつ、事実および法律関係が明白に立証されるものに限られ、しかも、その支払いの具体的金額の決定に当たっては、平和条約第4条に関するいわゆる『米国解釈』を考慮に入れる必要があり、結局その金額はきわめて少額にとどまらざるを得ないことを説明する」としたうえで、「日本側の原則的立場と、事実および法律関係の立証が困難なものについても日本側に支払いの責任があるとの韓国側主張とを調整する見地から、『請求権』という名称を避け、『無償の経済援助』または『贈与』という形式により本問題の大局的解決を図ることとする」という方針を示した。これは韓国側が「公式には、あくまで『請求権』の解決を要求するとの態度を持っているが、非公式には、必ずしも名称にこだわらず、日本側の支払う総額が問題であるとの意向を表明している」という外務省の判断がある。

後者の文書にはより具体的な方針が記述されている。すなわち、日本側は「韓国側は『請求権』を『放棄』ないし『主張しない』こととし、日本側はこれに応じて一定額を『無償援助』として供与するという方式」として、A・B案という2つの協定文案を準備していたのである。A案は韓国が対日請求権を放棄したことを明記するものであり、実際には採用されなかった。これに対してB案は韓国の「民生安定と経済発展」のための経済協力をうたいつつ、『『すべての請求権は完全にかつ最終的に解決されることを確認する』または『日韓間に存在する一切の問題が解決されることを確認する』』という文言も「検討に値する」というものであった。まさに、1965年に締結された請求権及び経済協力協定の原型と呼べる文言である。

3. 不開示部分について：私が確認した範囲で述べるならば、不開示部分の多くは現在進行中の日韓国交正常化交渉の議題に関するものが、日朝交渉にとどまらない日本と南北朝鮮間の問題に関するものである。

前者については請求権についての日本側(外務省、大蔵省など)の試算、日本側の政策方針の不開示が目立つ。これに関連していうと、在朝日本財産の試算についても不開示になっている。日本政府にとって、韓国・朝鮮人に対する補償もさることながら、引揚者に対する補償についても消極的であることを示すものである。また、後者の代表的な例が竹島問題である。

これらの不開示部分の中には韓国側の文書によって検証可能なものも含まれるが、その大部分が日本側の内部文書であるため、内容の推定が難しいものが多い。

最後に、不開示部分に対する私の考えを述べたい。前者については日朝交渉の議題である以前に、日本の植民地責任、韓国・朝鮮人被害者の人権回復の問題である。もしも、日朝交渉で日本側が請求権放棄 経済協力供与という「日韓方式」を追求しているのであれば、日本政府が公式に植民地支配によって植民地の人々に苦痛を与えたことを認めている現在において、それは明らかに時代錯誤である。後者については、日本政府が「竹島は日本の領土」であることを正々堂々と主張するのであれば、むしろ竹島についての日本側の考えを公にすべきである。

つまり、日韓会談それ自体は40年以上も以前に行なわれた外交交渉であり、日韓協定のために人権が侵害されている韓国・朝鮮人被害者がいるのであり、日韓会談の事実を知らされないまま日韓・日朝問題に振り回されている日本と南北朝鮮の市民たちがいることを考えると、今こそ日韓会談関連外交文書が全面開示されることで、あるべき日韓・日朝関係を考えるべきときであると強く主張したい。私は今後もこの運動を担う一人として、日韓会談関連外交文書の全面開示に向けて最善を尽くしたいと思う。

## 呆れ果てたる外務省の開示内容！ 一体これで『開示』と言えるのか！！

日韓会談文書・全面公開を求める会 翻訳担当 李洋秀(イー・ヤンス)

ベタベタの黒塗りでまったく内容が想像つかない第一次開示 65 頁が外務省から出されたのが 2006 年 8 月 17 日。しかし一変して、その非開示部分 193 頁が公開されたのが 2007 年 3 月 28 日。しかしこの文書は、米国からの圧力もあって 1958 年に再開された第 4 次会談の本会議の会議録であり、そう深い話し合いがあった訳でもない。

続いて 2007 年 4 月 27 日に第二次開示が 1,533 頁あったが、これは当時の韓国の新聞雑誌の翻訳等関連資料が主で、初めから公開されているものが多く、会談内容が直接明かされたものではなかった。だが 2007 年 11 月 16 日の第三次公開は量も 5,340 頁あり、これが初めての本格的な日本側文書の公開と言えるかも知れない。私たちが注目するのは、この中の「第 7 次会談全面会談在日韓国人の法的地位小委員会」の内、第 20～23 回と 33 回～40 回会合は会議録ではなく、その 5 年後に書かれた鶴田という事務官のメモに差し替えられているという事実だ。

ではこの隠された会合では、どんなやり取りがあったのか？

例えば第 39 回会合についての全記録だが、鶴田メモにはこれしか書かれていない。

**6 月 11 日 在日韓国人の法的地位小委員会 第 39 回会合前回日本側より提示した退去強制の経過措置に関する説明資料に関して討議が集中され、その妥協案の促成について努力が傾注された。**

ところがまったく同じ会議に対する韓国側の文書を見てみると、こんな内容がある。

**第 7 次全面会談 法的地位小委員会第 39 次会議録 1965.6.11.10:30-11:30**

**八木正男入管局長： 韓国人と中国人に対しては、強制退去に対する引き受け余否に対して、われわれは信じられないので引き受け義務の規定が必要だ。**

**李垆鎬(イ・ギョンホ)代表： 韓国人と中国人は野蛮な未開人だと言うのか？**

**中村入管局次長： 戦後入国者で強制送還される者を韓国政府が引き受けているというが、これは Over-Stay した者と密入国した者だけだ。**

**李代表： (中略)これは韓国政府を不信するところからつながるもので絶対受け入れられない。一般外国人には必要のないこんな規定を、本協定におくのは韓国人を侮辱するもので、私はこのような侮辱的な規定を受けてまで、会談代表として留まれない。これ以上討議する必要もないから、今日の会議は止めよう。**

**八木： それなら日本側が 6.4 に提出した、説明資料文書自体を撤回する。**

**李代表： それは難しい。良くない部分を是正すれば良いのであって、全体を撤回する必要はない。**

**八木： それなら進展もないので、本委員会は 6.20 まで止めよう。**

と、取っ組み合いの喧嘩すれすれの様子が克明に描写されていた。

日本側は別個に存在する会議録に差し替えて、この鶴田メモなるものを出したのだが、上の記述からも解る通り、これは会議録ではない。それなら当時作成された筈の本物の会議録は、一体どこにあるのか？ 焼却処分にしてしまったのか、それともまだ、倉庫の中で眠っているのか？それは外務省だけが知っている。これで「情報を公開した」と外務省側は言い切れるのだろうか？

そしていよいよ数字的には全面的に公開されたと言える、本年 4 月 18 日の第四次開示 3482 頁、5 月 2 日の第五次開示 16263 頁、5 月 9 日の第六次開示 32951 頁。

しかし五次と六次の開示された文書数 584 + 1023=1607 の内、不開示が 12 + 10=22 あり、部分開示の文書が 124 + 365=489 と三分の一近くに及ぶ。

また部分開示で隠された部分の多くは、既に韓国政府によって公開されていたり、外交史料館等で既に公開されているものも含まれる。

判り易い実例として、第六次開示文書の中から開示決定番号 1102、文書番号 1744 の『韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数(伊関局長指示事項)』を全文複写したので、今日はここにお越しの皆様様に配布する。

全部でたった 20 頁しかない文書の内 11 頁はまったくの不開示、そして公開された文書の内、統計資料の数字等は全部黒塗り。これでは到底「公開した」とは言えない。日韓併合の経緯、責任問題から植民地支配に対する清算、軍人・軍属、強制連行に対する謝罪や戦後補償、在日の国籍、福祉、教育、永住権と強制退去事項、北朝鮮帰還事業等、今日まで直結するこれらの問題の一体何が「**完全かつ最終的に解決された**」のか、そして何がどのように話し合われ、そして何が決まったのか徹底的に検証していきたい。

2008年6月10日

## 異議申立書

外務大臣 高村正彦 殿

異議申立人 吉澤文寿外432名

同連絡先 山本直好

異議申立人吉澤文寿代理人

弁護士	東澤	靖
同	川口	和子
同	二関	辰郎
同	小町谷	育子
同	魚住	昭三
同	古本	晴英
同	張	界満

### 異議申立人及び異議申立人吉澤文寿代理人の住所・氏名

別紙異議申立人目録・異議申立人吉澤文寿代理人目録のとおり

#### 異議申立てに係る処分

- 1、外務省の2008年4月18日付の別紙異議申立対象処分目録1記載の部分開示決定処分(処分1)
- 2、外務省の2008年5月2日付の別紙異議申立対象処分目録2記載の部分開示決定処分(処分2)
- 3、外務省の2008年5月9日付の別紙異議申立対象処分目録3記載の部分開示決定処分(処分3)

ただし、処分2及び処分3については、2008年5月26日付で、決定内容の一部変更通知がある。

#### 前項の処分があったことを知った年月日

処分1 2008年4月19日  
処分2 2008年5月3日  
処分3 2008年5月9日

### 第1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る別紙異議申立対象処分目録1、同目録2及び同目録3記載の処分を取消すとの決定を求める。

### 第2 異議申立ての理由

- 1 異議申立人は、2006年4月25日、処分庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)に基づき、別紙請求文書目録記載の文書(以下、「本件請求文書」という)の開示を請求した(開示請求番号2006-00588)。
- 2 処分庁(以下、「外務省」という)は、処分1、処分2及び処分3の各日、本件請求文書のうち、別紙異議申立対象処分目録1、同目録2及び同目録3記載の各行政文書(以下、これらの文書を総称して「本件文書」という。)について、その一部を不開示とする処分(以下、「本件処分」という。)をした。また処分2及び処分3については、2008年5月26日付で、決定内容の一部変更通知があったので、その変更があった決定については、別紙異議申立対象処分目録2及び同目録3に「5月26日付変更」と記載して変更後のものを記載している。
- 3 本件処分の理由は、別紙異議申立対象処分目録1、同目録2及び同目録3の各「不開示理由(法5条該当号)」欄に記載したとおりである。その詳細は添付の「不開示理由一覧」に記載されたとおりである。
- 4 しかし本件処分は、次の点において違法又は不当であり取消されなければならない。

### (1)本件請求文書の性格

本件請求文書は、日本による過去の朝鮮半島の植民地支配及び第2次世界大戦終結までに日本がもたらした被害の清算と国交正常化を意図して、日韓両政府の間で1951年から1965年まで7次にわたって行われた会談（日韓会談）について、外務省の保有する議事録、添付資料、内部検討文書などの行政文書である。この日韓会談文書は、日韓会談が、その結果として1965年6月22日に締結された日韓基本条約及び諸規定等の成立につながったため、日韓基本条約の成立の経緯に関する日韓米の歴史的真相の追究や、いまだなお日本と韓国との間に残されている戦後補償問題や請求権放棄の有無などの考察に関連してきわめて重要な文書となっている。

日韓会談の交渉相手であった韓国においては、日韓会談（韓国では韓日会談）に関する文書の公開の要望が強く、情報公開請求や裁判を経て、2005年に、韓国政府は、同政府の保有する文書の全面公開を行い、同文書を踏まえて、民間と共同で、強制動員の補償に関する被害者対策を樹立し、歴史の検証を市民とともに進めている状況にある。

一方、日本においては、これまで歴史研究者や市民が日韓会談文書の公開を熱望し、過去に繰り返し情報公開請求がなされてきたが（原告らの情報公開請求と合わせて過去に13回の情報公開請求があった。）外務省は、日韓会談文書の大半を不開示とする対応を取り、30年を経過した外交文書を外務省が自主的に公開する外交記録公開制度においても、同文書を公開しないでいた。そこで、原告らを含む約500名にのぼる日韓両市民が、その全面公開を求めて、本件情報公開請求にいたったものである。

以上の意味において、本件請求文書は、情報公開法の目的である国民主権の理念の実現や、日韓をはじめとする市民に大きな影響を与えてきた政府の諸活動を市民に説明する責任を全うすること、そしてひいては日韓会談の検証を通じて公正で民主的な行政を実現していくためにも、その公開の必要性がきわめて高い文書である。

### (2)個人情報及び法人等情報について（法5条1号、2号）

外務省は、本件処分の理由の中で、法5条1号にかかる個人情報であること、ならびに、同条2号にかかる法人等情報であることをあげている。これらの情報が開示義務の例外とされているのは、いわゆるプライバシーに属する情報であるためであるが、すでに同種の公の文書により公にされている場合には、もはやこれらの情報を開示することによって弊害が生じることはなく、開示義務の例外とされるべきではない。

そして前述のように本件請求文書については、それに対応する韓国側の記録が全面開示されており、何人でも自由に当該文書を手に入れる状態になっている。その中では、今回不開示の対象とされている個人や法人の情報がすでに明らかにされている。したがって、当該開示により特定の個人が識別できることになるおそれもなく、かつ、当該法人の正当な利益を害するおそれも全くない。このように、同一情報がすでに韓国において開示され何人でも入手できる以上、日本においてのみ、対応する情報を不開示とする根拠はまったくない。

したがって、本件処分において法5条1号及び2号に該当するとして一部不開示とした処分は違法かつ不相当である。

### (3)外交上不利益とされる情報（法5条3号）、公共の安全と秩序（同条4号）、内部検討等情報（同条5号）及び事業支障情報（同条6号）

外務省が、外交上不利益とされる情報（法5条3号）、公共の安全と秩序（同条4号）、内部検討等情報（同条5号）及び事業支障情報（法5条6号）として指摘しているのは、「他国・国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある」、「国の事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがある」、「今後想定される北朝鮮との交渉におけるわが国の立場を不利にするおそれがある」、「犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」などといった事情である。

しかしこれらの理由は、第1に、抽象的なものに止まり、どのような具体的な事情がこれらの「おそれ」を基礎付けているのかが不明である。そのような説明もなしに「おそれ」を指摘するのみで、行政文書の開示を拒否することは、とうてい行政の国民・市民に対する説明責任を果たしているものとは言えない。

第2に、これらの文書は、作成されてからすでに43年から57年という長い年月が経過した、いわば歴史的な文書であり、現在の外交関係や外務省の業務と直接の関わりを持つ文書ではない。このような歴史的な外交文書は、今日世界的に通用している「30年原則」のもとで当然に外交記録公開の対象となるものである。それであればこそ、外務省も、2007年8月30日に実施された第20回外交記録公開において、外務省の外交記録審査室においては、いったんは公開の判断を行っているのである。さらには、そのような半世紀以前の過去に存在し、検討された事情が、現在の「犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持」や現在の政府部内の意思決定や事業の遂行に具体的な影響を及ぼすことはおよそ想定できない。

第3に、日韓会談の相手方である韓国との間では、交渉の末に、日韓基本条約及び諸規定等の成立に至って完結しているのであるから、その交渉過程を公開することによって何ら韓国との外交上の地位やそれにかかわる外務省の事務を損なうおそれはない。

第4に、北朝鮮の交渉における不利を言う点は、一見正当に見えるが、子細に検討すれば、理由たり得ない。すなわち、日韓会談において提起された問題は、朝鮮半島に対する日本の植民地支配から第2次世界大戦終結に至るまでの財産や請求権の処理あるいは在日の人々の法的地位を主たる内容とするものであるが、財産や請求権の処理については、すでに2002年の日朝共同宣言でその解決の枠組みが合意されている。その意味で、日韓会談において検討された事項は、もはや日朝関係の未解決の外交課題としては残されていない。今日、日朝関係の外交処理を困難にしているのは、核開発問題や拉致問題であるが、これらはすべて日韓会談の後に生じたものであり、日韓会談との関連性はほとんどない。さらに、日韓会談における日本側の検討内容や交渉における懸案事項は、日韓会談文書の非公開にもかかわらず、その概要は一定程度研究によって明らかにされてきたのであり、現在において、日朝交渉の帰趨を左右するような新たな問題点が日韓会談文書の開示によってもたらされるとは考えがたい。

そして第5に、すでに述べたように日韓会談の内容や当時の検討事項は、韓国側の文書がすでに全面公開されることによって、明らかにされている。そのようなもとで、日本側の文書を公開することが、信頼関係、政府の事務、日朝交渉、治安等に新たな問題を生じさせることは、想定しがたい。したがって、本件処分において法5条3号及び6号に該当するとして一部不開示とした処分は違法かつ不相当である。

#### 処分庁の教示

「この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。

本件異議申立については、申立人らに意見陳述の機会を設けるよう要望する。

以上

#### 添付目録

- 1、異議申立人吉澤文寿代理人目録
- 2、請求文書目録
- 3、異議申立人目録
- 4、異議申立対象処分目録1、同目録2及び同目録3

# 今年のILO総会でも積極的なロビー活動を展開

全造船関東地方協議会 戦後補償対策主任

日韓会談文書・全面公開を求める会 会員 持橋 多聞

私の組合は韓国人の強制連行被害者の金景錫さんの日本鋼管訴訟を支援してきましたが、1999年に会社と和解が成立した後は全国の強制連行被害者の支援団体と協力して全体的な解決を目指す活動を続けてきました。「強制連行企業責任追及裁判全国ネットワーク」はそうした目的で結成されたものです。ILOには1997年以来、毎年情報を提供し、毎年総会に代表を派遣して、日本の戦争犯罪の一つである戦時強制労働に対する謝罪と賠償を実現する為に、ILOが適切な役割りを果たす様に求めて来ました。

実は私たちに先立つ1995年6月に、大阪府特別英語教員組合(OFFSET)が戦時中の日本軍「慰安婦」問題はILOが強制労働を禁止した29号条約に違反していると通報して、1996年の3月に専門家委員会が勧告を行ったが、これに対して日本政府は「女性のためのアジア平和国民基金」によって問題は解決に向かってしていると反論し、日本労働組合総連合もこれに同意して、1997年の勧告では事態は解決の方向に向かっているかの如き内容となっていました。

事態を重視した私たちはOFFSETと協力して、「慰安婦」問題に対する正確な情報を提供しつつ、平行して産業の強制労働に対する通報を開始したのです。これによって正確な情報がILOに届くようになり、1999年3月の専門家委員会の勧告は「国民基金」によって問題は解決していないと見なすようになりました。以来2008年3月まで勧告が続いています。特に2003年3月の勧告は長文にわたる専門家委員会の渾身の力作で感動的なものでした。

今年の勧告は中間的なもので日本政府が私たち労組側の意見に対して11月の専門家委員会に間に合うようにレポートを提供するよう求めるものでした。

さて、こうした状況の中で私を含め4人が今年のILO総会に参加し、ロビー活動を行いました。

事務局で通訳でもある、安原さんと三菱名古屋の挺身隊訴訟支援する会の代表の高橋さん、同弁護団の魚住さんの面々です。それぞれが持ち味を生かした良いロビー活動でした。誰々に会ったとは言えませんが事務局、労働側、経営側、NGOと広く面会して、情報を手渡し、協力をお願いして回りました。昨年安倍前首相の日本軍「慰安婦」に対する狭義の強制性はなかったとする発言に世界中が驚き、是正を求めて各国で議会決議が相次ぎましたが、それもあって各国とも熱心に聴いてくれました。ロビー活動は概ね成功したと言えると思います。

そして、これからが来年の決戦に向けての本番です。多くの人の知恵を借りながら11月の専門家委員会に向けた情報提供に力を注ぎます。国会での質問や政府、行政、企業に対する申し入れや裁判を通じたやり取りの中で必要だと判断した情報を提供して行きます。皆さんの協力をお願い致します。

2008年6月5日

公開文書検証・講演・親睦・交流・情報交換・自然を楽しむ

## 鬼無里・合宿のお知らせ

当会の豊富な人脈のおかげで、大日方聡夫・祥子ご夫妻のご好意により長野県鬼無里（きなさ）のご自宅を宿舎に提供していただけることになりました。さらに、韓国から金昌禄先生が参加されることになり、不二越訴訟関係者の皆さんの参加希望も届いています。また、メディアからの参加希望もあり、この合宿の予測できない**無限の可能性**に企画担当一同は、今から、胸をときめかせております。皆さん、ふるってご参加ください。参加者募集は**25名限定**のウルトラ格安合宿ですので、参加申し込みはどうかお早めにお願いたします。

同封の申込書に記入の上、7月20（日）までにお申し込みください。  
定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

**場所：**長野県・鬼無里（きなさ）

元日本大学理工学部教授・大日方聡夫（オビナタ トシオ）氏の自宅  
〒381-4302 長野市鬼無里日影 3587-1（25名収容）  
026-256-3085

**日程：**8月17日（日）

14：30 宿舎集合 求める会・拡大役員会・開示文書検証作業  
不二越訴訟関係者・金昌禄氏との打合せ

18：30 夕食・懇親

22：00 NHK教育テレビ番組・ETV特集「韓国・朝鮮人BC級戦犯裁判」視聴

**8月18日（月）**

8：00 朝食

9：00 戦後補償裁判の報告・情報交換

12：00 昼食

13：30 講演「韓国の真相究明、被害者支援の動き」（仮題）

慶北大学法科大学教授 金昌録氏

18：30 夕食・懇親会（大日方夫妻のご好意でアルコール飲み放題！！）

**8月19日（火）**

8：00 朝食

9：00 解散

**参加費用：**2泊3日7,000円+18日昼食500円=7500円  
1泊2日3,500円（昼食なし）

**交通機関**（長野駅から大日方邸まで）

\*路線バス 長野駅・・・鬼無里（きなさ） 1,130円

11：43発 12：45着（土曜・休日の時刻表）

13：13発 14：15着

\*バス停から大日方邸まで徒歩30分、タクシー利用可

**持参するもの** 洗面用具、シーツ、バスタオル、パジャマ（お忘れなく！！）  
『申込方法・申込先』の裏面 交通機関情報を参考になさってください。

## 韓国法学者・金昌禄（キム・チャンロク）氏の紹介

### 『略歴』

1984年2月 ソウル大学校法科大学卒  
1985年3月～1994年8月 ソウル大学校大学院法学科碩士～博士課程  
1995年3月～2005年2月 釜山大学校法科大学専任講師～副教授  
2005年3月～2006年2月 建国大学校法科大学副教授  
2006年2月～現在 慶北大学校法科大学副教授～教授  
慶北大学校法科大学  
(1997年12月～1999年12月<日本>千葉大学非常勤講師・北海道大学非常勤講師・他)

### 『専攻分野』 法史学（韓国・日本近現代法史）

### 『論文』

(日本語論文)

「韓日間の過去清算における国家の論理と個人の権利」  
(『千葉大学法学論集』2004年9月 第9巻 第2号)  
『下関判決』 韓日間の過去清算問題の新しい局面」 (『情況』1999年7月)  
「日本軍『慰安婦』訴訟と日本の裁判所の課題」  
(池明観ほか編著『日韓の相互理解と戦後補償』日本評論社2002年3月) など

(韓国語論文)

『韓日請求権協定関連文書の公開の意味』  
(『歴史批評』70号2005年2月28日) など

### 『日本での講演』

2005年6月12日 (於:東京)  
シンポジウム 『日韓会談から40年 日本の植民地支配を問う』  
(当会ホームページ「資料室」に金昌禄、吉澤文寿両氏の講演記録保管)

### 『名古屋高裁における証人尋問』

2006年2月2日、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟控訴審第3回口頭弁論に於いて、金昌禄氏は日本の戦後補償裁判では、これまでほとんど採用されることがなかった韓国の法学者として、控訴人から120分の主尋問、被控訴人国と三菱から各30分の反対尋問に応える。

(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会 News No 34 より)

# 事務局だより

## 二次訴訟・第1回口頭弁論と 記者会見&報告集会

7月1日11時、東京メトロ霞ヶ関駅A1出口にはNHKの李鶴来さん撮影に協力する会員のみなさん十数名が集まり、李鶴来さんを囲んで裁判所入口まで歩きました。

11時30分、梁澄子さん、李鶴来さん陳述のあと、裁判長から国側に対して、答弁書の不開示の理由が一般的に過ぎるので、次回までに、それぞれの不開示部分にどのような内容が書かれているのかと、それを不開示とした具体的理由を一覧にした書面を提出するように要請があり、国側はこれを承諾しました。

12時からの記者会見&報告集会には、傍聴23名、報道関係9名(NHK3、朝日2、毎日1、共同通信1、読売1、時事通信1)弁護士5、計37名が参加。

弁護士から二次訴訟の意義と公判の説明があり、質疑応答のあと、李鶴来さんのコメント、共同代表・太田修さんから求める会声明文の読み上げ、4, 5, 6次に公開された6万頁についてのコメントを発表、予定を30分延長して13時30分、盛会のうちに終了しました。

### 日韓会談文書・全面公開を求める会

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、会員・サポーター会員の年会費で活動しています。現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

**サポーター会員年会費 2,000円**

当会ホームページ

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

## カンパありがとうございました

5月には13名の方から51,000円、6月には15名の方から82,000円、合計133,000円のカンパをいただきました。深く感謝します。

感動の力作長編・ノンフィクション  
山川修平著(フリージャーナリスト)  
元朝鮮女子勤労挺身隊・ある遺族との交流  
四六判 三五八頁 定価二二〇〇円  
史上もつとも卑劣な欺瞞と脅迫によって連行された少女たち、朝鮮女子勤労挺身隊。ある遺族との交流を柱に、少女たちの歩んだ過酷な運命と戦後補償をめぐる裁判闘争の動きを一人の日本人として、韓国・朝鮮とのかかわりの中で、自らの生きざまを通して描いた渾身の傑作。

三一書房 東京都世田谷区池尻2-37-7 [表示は税込]  
Tel: 03-5433-4231 Fax: 03-5712-4728

## リーフレット「日韓会談って何？」

を、お読みになってカンパして下さったみなさまに、このニュースをお送りします。これを機会にサポーター会員として登録して下さるよう、お願いいたします。

### 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子  
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202

TEL・FAX: 0463-95-4662

E-mail: [nikkanbunso@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunso@yahoo.co.jp)

郵便振替口座 / 00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会